

民進党と希望の党の合意について（案）

平成30年1月●●日

民進党・希望の党

民進党及び希望の党は、以下の合意に基づいて国会内で統一会派を組み、国民の負託に応え、公党としての責務を果たすために全力を尽くす。

（政権との関係）

- 我が国民主義の健全な発展に向けて、政権交代可能な政治体制の構築に全力を挙げる。
- 安倍政権と厳しく対峙し、数を背景とした強引な国会運営には断固反対する。

（通常国会への対応）

- 焦点となる働き方改革について、「働く者」の立場に立ち、過労死を根絶できるような真の働き方改革につながる法改正の実現をめざす。
- 森友・加計問題にとどまらず、行政の私物化や補助金等の不正受給などの問題について徹底的に追及する。

（基本理念）

- 「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の立場に立ち、多様性を認め合い、お互いに支えあう社会の実現を目指す。

（基本政策）

- 立憲主義に基づき、現行憲法の国民主権・平和主義・基本的人権の尊重という三原則を、より担保する観点からの憲法の議論を行う。
- 現行の安保法制については、現憲法の平和主義を尊重し、「専守防衛を堅持する」との原則に基づき、違憲と指摘される部分を削除することを含め、必要な見直しを行う。同時に、北朝鮮情勢をはじめとする我が国を取り巻く厳しい安全保障環境に適切に対応するため、「近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的に」を軸とする現実的で責任ある安全保障政策を推進する。
- 人口減少問題をはじめ、我が国が直面する課題に正面から取り組み、地方を重視しつつ再分配機能の強化などにより「中間層」の再生を進める。
- 情報公開の徹底、行政監視能力の強化などの行政改革に取り組むとともに、これまでのしがらみに囚われず、未来を先取りする改革を大胆に進めていく。

（会派運営）

- 会派内に多様な意見が存在することを是とし、議員間で活発かつ丁寧な議論を行い、会派としての結論と対応を決定する手続きを定める。